

◆◆◆目次◆◆◆

1. 「魅力的な求人づくり方実践セミナー」の開催について【飛騨地域創生連携協議会】
2. 10月1日から最低賃金が825円に改正されました。
3. 「中小企業合同新入社員研修」の参加者募集について【岐阜県】
4. 「モノづくり女子塾 基礎コース」の参加者募集について【岐阜県】
5. 「個別的労使紛争あっせん」制度について
6. 「部長職研修」の開催について【愛知県経営者協会】
7. 「働き方改革関連法説明会」の開催について【岐阜県経営者協会】

★★

1. 「魅力的な求人づくり方実践セミナー」の開催について【飛騨地域創生連携協議会】

飛騨地域の3市1村と岐阜県で構成される「飛騨地域創生連携協議会」では移住定住促進事業を連携して行っています。その取り組みの一つとして、株式会社ビズリーチが運営する求人検索エンジン「スタンバイ」に飛騨地域の求人特集ページを開設します。特集ページでは、飛騨地域の企業が作成した求人情報を全国の求職者へ無料で伝えることが可能です。掲載には、当セミナーへの参加が必要です。人材獲得競争が急激に加速するなかで、会社の将来を牽引する人材をどのように採用するか、効果的な事例紹介なども交えながら実践形式でお伝えします。ぜひ、ご参加ください。

<詳細>

○講師 株式会社ビズリーチ 地域活性推進事業部採用コンサルタント

○内容

①導入編 13:30~14:00

採用市場の現状と採用成功の秘訣

②実践編 14:10~16:30

魅力的な求人作成ワークショップ

○日時・会場

【高山会場】

11月14日(水) 13:30~16:30(受付13:00)

高山市役所201・202会議室(高山市花岡町2-18)

【その他会場】

① 11月13日(火) 13:30~16:30(受付13:00)

古川町公民館2階 大会議室(飛騨市古川町若宮2-1-66)

② 11月15日(木) 13:30~16:30(受付13:00)

下呂市交流会館マルチスタジオ(下呂市森2270-3)

- 定員 30名（1社2名まで）
- 参加費 無料
- 対象者 飛騨地域の経営者様、人事担当者様
- 持ち物 パソコン（無線 Wi-Fi が接続できるもの）
無料貸し出しもごさいます。希望者は申込時にお伝えください。
※数に限りがあります。
- 申込方法
お問い合わせ先にご連絡ください。

（お問い合わせ）

認定 NPO 法人 まちづくりスポット TEL：0577-62-8550
FAX：0577-62-8580 Mail：info@machispo.org

■「スタンバイ」について

- ・「誰でもかんたん、無料で求人掲載」
簡単に求人ページを作成でき、求人検索エンジン「スタンバイ」に掲載され、企業の採用ページとしても利用できる。月額費用、採用成功報酬もすべて無料で利用可能。
- ・全国 6,800 社以上の企業が採用ツールとして利用。
- ・全国で月間 100 万アクセス以上を誇る求人サイト。

■連携企業：株式会社ビズリーチについて

人材領域と教育分野を中心としたインターネットサービスを運営。管理職・グローバル人材に特化した会員制の転職サイト「ビズリーチ」や完全無料のクラウド型採用サービス「スタンバイ・カンパニー」などを展開。

- ・代表取締役：南 壮一郎 所在地：東京都渋谷区
- ・資本金：229,965 千円（資本準備金含む）2007 年 8 月設立
- ・従業員数 561 名（2016 年 1 月現在）
- ・詳細：<https://www.bizreach.co.jp/>

★★
2. 10月1日から最低賃金が825円に改正されました。

岐阜労働局では、県内で働く全ての労働者に適用される「岐阜県最低賃金」を、本年10月1日から時間額825円（改正前の時間額800円から25円の引上げ）とするよう改正しました。

○「岐阜県最低賃金」

雇用形態に関係なく県内の事業所で働くすべての労働者に適用されます（特定の産業に従事する労働者には、特定（産業別）最低賃金が適用されます）。最低賃金の対象となる賃金は、通常の所定内賃金に限られ、精皆勤手当、通勤手当（交通費）、家族手当、時間外・休日及び深夜

労働に対する割増賃金、賞与など1ヶ月を超える期間を対象とするもの、臨時に支払われる賃金は含めません。

また、労働者の賃金が日給・月給等で支払われている場合、最低賃金額を満たしているかどうかは、当該賃金を1時間当たりの金額に換算して、最低賃金額と比較します。

最低賃金を下回る金額で労使契約を結んでも、その契約は無効であり、この場合事業者は少なくとも最低賃金額を支払わなければなりません。

<お問い合わせ>

- ・岐阜労働局労働基準部賃金室 TEL：058-245-8104
- ・お近くの労働基準監督署
- ・岐阜労働局HP

<https://site.mhlw.go.jp/gifu->

roudoukyoku/rodoukyoku/gyomu_naiyou/roudou_kijyun/chingin.html

★★

3. 「中小企業合同新入社員研修」の参加者募集について【岐阜県】

県内中小企業の入社3年目までの社員を対象に、ビジネスマナーやコミュニケーション力、モチベーションの向上を目指すグループワーク中心のフォローアップ研修です。

研修の終わりには異業種の社員と意見交換できる、参加者交流会も開催します。

○日時・場所・定員

【高山会場】

11月13日（火） 9：30～16：30

飛騨地域地場産業振興センター（高山市天満町5-1-25） 10人

※先着順。開催1週間前までに定員の半数に満たない場合は中止することがあります。

【その他会場】

①10月24日（水） 9：30～16：30

OKBふれあい会館（岐阜市藪田南5-14-53） 30人

②10月25日（木） 9：30～16：30

ソフトピアジャパンセンター（大垣市加賀野4-1-7） 20人

③11月2日（金） 9：30～16：30

にぎわいプラザ（中津川市栄町1-1） 20人

④11月6日（火） 9：30～16：30

関市文化会館（関市桜本町2-30-1） 20人

※先着順。開催1週間前までに定員の半数に満たない場合は中止することがあります。

○参加費

無料

○申込方法

申込書

(http://www.pref.gifu.lg.jp/event-calendar/c_11367/chushokigyougoudoushinsaikensho.html)

に必要事項を記入のうえ、株式会社ネクステージ（受託者）あて、FAXまたはEmailにて申込。

FAX：0584-77-3782 Email：kensyu@nextage-com.jp

○申込期限

各開催日の1週間前

（お問い合わせ）

岐阜県商工労働部 労働雇用課 人材育成係 TEL：058-272-8412

★★

4. 「モノづくり女子塾 基礎コース」の参加者募集について【岐阜県】

モノづくり企業に在職する若手女性社員を対象に、「職場を改善する方法」や「日々のコミュニケーションを向上するための方策」等について、グループワークを交えながら学びます。

○日時

第1回 11月14日（水） 9：30～16：30

第2回 11月28日（水） 9：30～16：30

○場所

岐阜県成長産業人材育成センター 301多目的研修室1
（各務原市テクノプラザ1-21）

○対象者

県内モノづくり企業に在職する若手女性社員
（実務年数3～5年程度の方。事務職・技術職は問いません）
※原則、2回とも受講できる方

○定員

25人（申込先着順）

○参加費

無料

○申込方法

申込書 (http://www.pref.gifu.lg.jp/event-calendar/c_11367/H30monozyokiso.html)
に必要事項を記入のうえ、県労働雇用課人材育成係あてに、FAXまたはEmailにて申込み。

FAX：058-278-2676 Email：c11367@pref.gifu.lg.jp

○申込期限

10月29日（月）

(お問い合わせ)

岐阜県商工労働部 労働雇用課 人材育成係 TEL：058-272-8412

★★

5. 「個別的労使紛争あっせん」制度について

○「個別的労使紛争あっせん」とは

労働者個人と使用者間で労働条件その他労働関係に関する紛争が発生した場合、労働委員会が円満な解決のために労使の話し合いの仲立ち（あっせん）を行う制度です。

○特色

- ①利用は無料
- ②秘密厳守
- ③早期解決（平均処理日数（解決の場合）は48.1日です。（H29年全国実績））
- ④三者構成（労働問題の専門家である公労使あっせん員が仲立ちします。）

(お問い合わせ)

岐阜県労働委員会 TEL：058-272-8790

H P http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/kakushu-iinkai/rodo-iinkai/16501/kobestsu-assen/index_6557.html

★★

6. 「部長職研修」の開催について【愛知県経営者協会】

部長職は、担当する部門でリーダーシップを発揮し、戦略策定や人材育成を行ないます。また昨今では、環境変化に伴い、人材不足、働き方改革、ダイバーシティなど、過去に対応する必要のなかった課題にも対応していく必要性も生じています。

これまでの管理職の位置づけから、将来の経営幹部として、経営者の視点で立場や役割を再確認し、激変する環境の中、部門を統括、牽引していくことのできる人材を養成します。

<詳細>

○講師 株式会社 MEL ソリューション 代表取締役社長 渥美 昌伴 氏

○日時・会場 第1日 10月31日（水） 9：30～17：00

名古屋商工会議所 5階 D会議室

第2日 11月29日（木） 9：30～17：00

名古屋商工会議所 5階 D会議室（予定）

○内容 第1日 【テーマ：部門戦略の構築と組織への働きかけ】

- ① オリエンテーション
- ② 部門戦略構築の視点
- ③ 力に満ちた言葉で語る
- ④ 経営幹部に求められるリーダーシップ

⑤ まとめ

第2日 【テーマ：目標達成に向けた幹部の取り組み】

- ① 前回の内容の振り返り
- ② 実行力強化と人材（部下）育成のポイント
- ③ 進捗管理のポイント
- ④ まとめ

○申込方法 愛知県経営者協会のWEBサイトよりお申込ください。

（「愛経協」で検索。TOP→「セミナーのご案内」）

○参加費 愛知・岐阜・三重経協会員 20,000円/1人

非会員・その他 30,000円/1人

※2日間合計、いずれも消費税込、昼食なし。2日間のうち欠席された日がある場合でも、返金は致しかねます。

（お問い合わせ）

愛知県経営者協会 会員サービス部 TEL：052-221-1931

★★

7. 「働き方改革関連法説明会」の開催について【岐阜県経営者協会】

かねてより安部政権の重要課題として注目されていた「働き方改革関連法」が、6月29日に成立しました。「労働基準法」をはじめとした様々な労働関連法が多岐に渡り改正され、一部は来年4月から施行となります。企業においては労働時間の管理や人事・賃金制度などについて、対応の検討や準備が必要です。

今回の説明会は、法改正の内容と企業として対応すべきポイントや留意点について正しく理解するため、日本経団連より講師をお招きし、開催時点での最新情報を反映しながら解説いたします。

<詳細>

○日時・会場 11月12日（月） 14：30～16：30

じゅうろくプラザ 5階 中会議室1

（岐阜市橋本町1-10-11 TEL：058-262-0150）

○講師 一般社団法人 日本経済団体連合会 労働法制本部 統括主幹 鈴木 重也 氏

○内容 ①労働時間

②労働者の健康確保

③同一労働・同一賃金

④質疑応答

○対象者 企業の経営者・経営幹部、人事・労務部門の皆さま

○お申込方法 岐阜県経営者協会ホームページにて申込

（「岐阜経協 セミナー申込」にて検索）

(お問い合わせ)

岐阜県経営者協会 教育担当

TEL：058-266-1151 FAX：058-266-1153

★★

***** メールマガジンの配信中止・アドレス変更 *****

配信中止・アドレス変更を希望される場合は、下記の要領でメールにてご連絡ください。

タイトル：【メールマガジン配信中止】又は

【メールマガジン配信先 アドレス変更】

本文：事業所・団体名、氏名

アドレスを変更する場合は、新・旧アドレス

送信先：rousei555@city.takayama.lg.jp までご連絡ください。